

第四百十九号議案

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都特定個人情報情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称」を「次に掲げる事項」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名

二 住所

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 個人番号カードの有効期間が満了する日

七 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは、当該通称

第九条第二項中「（住民基本台帳法別表第一から別表第四までの上欄に掲げる者のうち都の実施機関に係るものに限る。）」を削り、「第三十条の九から第三十条の十二まで」を「第三十条の十一又は第三十条の四十四の四」に、「機構保

存本人確認情報（同法第三十条の九に）を「同法第三十条の七第四項に」に、「をいう。」を「又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報」に改める。

第十一条中「若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令・総務省令第三号）で定める書類」を削り、「こと又はこれらに代わるべき」を「措置その他」に改める。

第十三条第二項中「第四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二条 東京都特定個人情報保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号中「住所」の下に「（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日）」を加え、同項第七号中「（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第十号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二条第六項及び第十三条第二項の改正規定 公布の日

二 第二条中第二条第六項の改正規定（同項第七号中「（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項」を

「第三十条の十六第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分に限る。」 令和元年十一月五日

三 第一条中第十一条の改正規定及び次項の規定 改正法附則第一条第六号に規定する政令で定める日  
(経過措置)

2 東京都特定個人情報保護の保護に関する条例第九条第一項に規定する個人番号利用事務等実施者が、同項の規定により前項第三号に定める日(以下「施行日」という。)において現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。以下「通知カード所持者」という。)である本人(同条例第二条第五項に規定する本人をいう。以下同じ。)から同条例第二条第四項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、この条例による改正後の東京都特定個人情報保護に関する条例第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。